

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二十六条第一項の政令で定める特

定動物を指定すること。

（別表関係）

第二 所要の規定の整備を行うこと。

第三 所要の経過措置を設けること。

（附則第二条、第三条、第四条関係）

第四 この政令は、平成二十六年二月一日から施行すること。

（附則第一条関係）